

中部浄化センターからの次亜塩素酸ナトリウム流出後の経過報告

1. 概要

中部浄化センターにおいて、処理水の消毒用に使用している次亜塩素酸ナトリウム（以下、「消毒剤」）を誤って農業用水路に流出させ、10戸の農業者から、生育遅れなどの相談があった。農水局などと連携し生育確認を続け、稲刈り前に、玄米の分析を実施した結果、消毒剤由来の成分は検出されなかった。また、米の収量については、流出時の水を使用していない近隣の水田と同程度であった。

2. 経過

6月8日頃 施肥等の実施

- ・ 水稻苗の生育遅れが見られたため、2戸の農業者において追肥及び病害予防のための薬剤散布を実施。

6月19日～7月4日頃 田植え

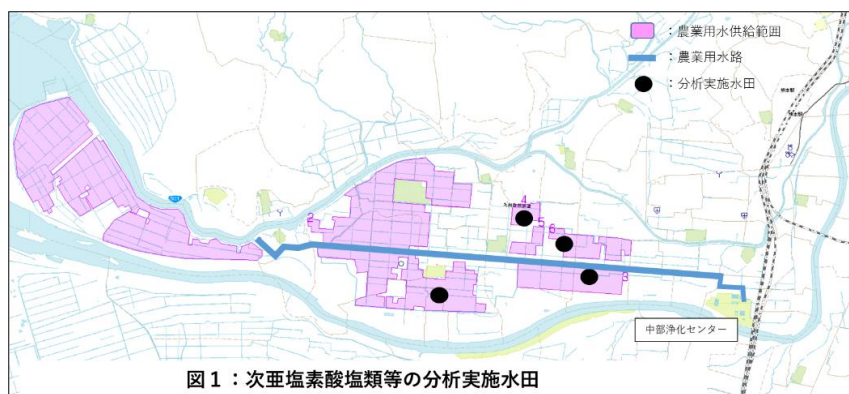
- ・ 生育に遅れが見られた農業者の水稻苗は、田植えができるまでに回復。

7月5日～11月4日 稲の生育確認

- ・ 県、JA、農水局と稲の生育を確認。生育の異常無し。

10月7日 玄米中の次亜塩素酸塩類等の分析実施

- ・ 消毒剤の玄米残留は無いと考えられるが、万全を期すため、希望された4戸の農業者において次亜塩素酸塩類等の分析を実施。（図1）



10月19日 分析結果（不検出）判明

- ・ 次亜塩素酸塩類等は不検出。分析結果を、農業者へ報告。

11月11日 稲刈り後の収量及び損害の確認

- ・ 米の収量については、流出時の水を使用していない近隣の水田と同程度（例年の1～2割減）。
- ・ 10戸の農業者に損害について聞き取りを行ったところ、2戸の農業者から6月（田植え前）に使用した肥料等の費用負担について申し出あり。

3. 損害への対応について

- ・ 2戸の農業者から申し出のあった肥料等の合計金額は、16,792円。今後、損害賠償保険を利用し、補償への対応を行う予定。

4. 再発防止策について

- ・ 農業用水の残留塩素濃度を常時監視する濃度計を今年度中に設置。また、異常時にゲートを自動的に閉める改修を来年度中に実施予定。
- ・ 緊急時情報伝達訓練の実施。（用水路管理者、大農区長が参加）
- ・ 事故の再発防止に向けた、継続的な研修の実施。